

第7回浜田市農業委員会総会会議議事録

日時：令和3年8月25日（水）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂 A B

1 出席委員

【農業委員】（15名）

2番 三浦 寿紀	3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	5番 奥迫 忠幸	6番 野上 省三
8番 青葉 真	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	13番 大崎 健太
14番 中田 善喜	15番 林 秀司	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 前田 正典	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人	6番 領家 悟
8番 岡本 定文	9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	11番 串崎 美之	12番 小松原常雄
14番 河野 恒弘	14番 近重 邦昭	17番 岡田 勝	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三

2 欠席委員

農業委員（4名）

1番 原田 義一	7番 岡本 健治	12番 高橋 伸幸	19番 松山 純久
----------	----------	-----------	-----------

農地利用最適化推進委員（3名）

2番 徳田マスエ	13番 渡邊 弘登	16番 田村 邦麿
----------	-----------	-----------

3 提出議案

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について
議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第4号 転用統制外証明願について

○協議・報告事項

農業用施設に供する届
公共事業による廃土処理届出
認定電気通信事業者等が行う農地転用届

4 事務局出席職員

農業委員会事務局	：	木屋事務局長、岡本農地係長
産業経済部農林振興課	：	河野主任主事、藤井主任主事、松本会計年度任用職員
しまね農業振興公社	：	植本農地集積相談員

<p>議長</p>	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、原田会長が入院されており欠席のため、会長代理の私が進行させていただきます。大変不慣れでございますので、ご協力、よろしく願いいたします。</p> <p>私事ですが、長期欠席させていただきました。その間、佐々木委員さんを始め多くの方にご尽力いただきまして、この席を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまから第7回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の1番 原田会長、7番 岡本委員、12番 高橋委員 19番 松山委員 推進委員の2番 徳田委員、13番 渡邊委員、16番 田村委員 以上7名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、3番 佐々木委員、4番 柿元委員です。よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入ります。 議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 それでは事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。 申し出のありました利用権設定は、2件、4筆、5,056㎡となっております。</p> <p>申出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 公告日は8月27日を予定しており、利用権設定については開始日を9月1日以降としております。 農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。 皆様方のほうで、何かご意見がございましたら、ご発言お願いいたします。</p>

	<p>ございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画（案）について、ご承認いただける委員さんの挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>～ 全委員 挙手 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 4 条申請について、説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、長沢町〇〇の田、629 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(内)の第一種中高層住居専用地域で、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の内容は、駐車場ですが、資料 27 ページ上段の第 4 条の 1 号の始末書のとおり既に平成元年頃に埋立てされ、駐車場となっています。</p> <p>なお、被害の及ぶ恐れはないと思われませんが、万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処されるとの内容でございます。</p> <p>2号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、三隅町河内〇〇の畑、9 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域(外)、都市計画区域(外)、農地区分は第 2 種農地に該当いたします。</p> <p>当該申請の転用目的は、墓地の移設で、自宅近くの自己所有地に設置するというものでございます。</p> <p>また、周囲は申請者の土地であり、他の方の作物に影響はなく、万一の場合は、関係当事者間で話し合い、責任をもって対処するとの内容です。</p> <p>農地法第 4 条申請については、以上 2 件でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p>

奥迫委員	<p>1号について、18番 奥迫委員もしくは大谷推進委員お願いします。</p> <p>大谷委員さんと事務局と4人で、確認に行ったところです。今説明のあったとおりですので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>2号につきまして、11番 玉田委員もしくは申崎推進委員お願いします。</p>
玉田委員	<p>この件につきましては、8月16日に、事務局と申崎委員と現地へ確認に行きました。墓地の移設ということで見させていただきましたが、問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、第4条申請につきまして説明が終わりました。 皆様方から何かご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 第4条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第5条申請について、説明いたします。 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものでございます。</p> <p>1号について、説明いたします。 申請地は、久代町〇〇の畑、ほか7筆、合計面積5,259㎡です。 場所は、〇〇でございます。 農用地区域(外)、都市計画区域(内)の「用途指定なし」で、農地区</p>

	<p>分は第 2 種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は、砂利採取で、貸借及び工事期間は許可日から 3 年間となっております。なお、「周辺の農地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万が一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持ってこれに対処する。」という内容で申請されています。</p> <p>また、この案件につきましては、面積が 3,000 m²を超えるため、浜田市農業委員会で承認後、県の常設審議委員会で審議・承認後、許可することとなります。</p> <p>2 号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、日脚町〇〇の田、764 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「第一種中高層住居専用地域」で、農地区分は第 3 種農地に該当いたします。当該申請の転用目的は診療所の建築で、工事期間は許可日から令和 4 年 3 月 31 日まで、利用期間は許可日から永久で、親族間の使用貸借となっております。</p> <p>なお、診療所からの污水排水は、合併浄化槽を経由して市道内の側溝に接続して処理し、被害が周囲に及ぶ恐れはないと思われませんが、万一被害が生じた場合には、転用当事者の責任において対処するという事でございます。</p> <p>3 号について、説明いたします。</p> <p>申請地は、長浜町〇〇の畑、248 m²です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請地は、農用地区域（外）、都市計画区域（内）の「第一種住居地域」で、農地区分は第 3 種農地に該当します。当該申請は売買によるもので、転用目的は個人住宅でございます。工事期間は許可日から令和 4 年 3 月 31 日まで、利用期間は許可日から永久となっております。なお、住宅の污水排水は、合併浄化槽を経由して県道内の側溝に接続して処理し、周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われませんが、万一の場合には、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処するとのことです。</p> <p>農地法第 5 条申請については、以上 3 件でございます。</p> <p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。</p> <p>担当委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>1 号について、14 番 中田委員もしくは河野推進委員お願いします。</p> <p>8 月 16 日に、市の担当者の方と推進委員の河野さんと 4 名で現地確認に参りました。写真で見てもらったとおり、現地はかなりもう荒廃して、開けた時の耕作はしておりません。周辺にも畑を作っておる人はおられないので、この件に関してよろしく願いいたします。</p> <p>2 号と 3 号について、一括して 1 番 前田推進委員お願いいたします。</p>
議 長	
中田委員	
議 長	

前田推進委員	8月16日に、事務局2人と3名で現地確認いたしました。説明のとおりで問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議 長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かご質問等ございましたらお願ひいたします。
宮崎委員	今の1号から3号までとは関係ないんですが、事務局のほうから、5条申請の3,000㎡以上は、県のほうへ報告と言われましたけれども、4条申請も県に対して報告の必要があるんですか。
事務局	そのとおりです。両方とも、3,000㎡以上は、県農業会議の常設審議委員会にかける必要があります。
議 長	他にございませんか。よろしいですか。 無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請について、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願ひいたします。
委 員	～ 挙手 多数 ～
議 長	ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
議 長	続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願ひいたします。
事務局	転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。 非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して、農業委員会が認めて交付されるものです。 議案の4ページの1号、2号と「資料」をご覧ください。 1号について、説明いたします。 申請地は三隅町河内〇〇ほか6筆の田畑、合計面積2,827㎡です。 場所は、〇〇です。

	<p>当該申請地は、耕作放棄しており、年月日不詳から山林及び原野となっているという申請でございます。</p> <p>2号について、説明いたします。 申請地は、金城町今福〇〇ほか1筆の田畑、合計面積158㎡です。 場所は、〇〇です。 当該申請地は、数十年前から耕作放棄地となり、平成年月日不詳より原野となって現在に至っている。という申請です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上2件です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありました、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、11番 玉田委員もしくは串崎推進委員お願いいたします。</p>
玉田委員	<p>この案件につきましても、8月16日に、事務局の方と串崎さんと一緒に見させていただきました。写真でご覧のように、大変うっそうとしておりまして、農地パトロールをするのに、これはやれんのかなと思っておりますし、所有者は広島市の方で今後管理はできないということで、やむを得ないと思っております。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>2号について、7番 岡本委員もしくは小谷推進委員お願いいたします。</p>
小谷推進委員	<p>先日、岡本委員と事務局と現地の調査をいたしました。写真を見ていただきますとおり、どこがあぜでどこが田やらというような状態でございます。不在地主、要するに耕作されていない所でございますし、やむを得ないと思っておりますので、お願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。 皆様方から何かご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
領家推進委員	<p>1号についてですが、10年ぐらい前までは私が田植えをしに行きよった所です。20年（以上耕作していない）という話があるんですが、どうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>20年というのをひとつの目安としておりますが、農地以外のものにな</p>

	<p>っている現況を重視する、それから、今後耕作をする見込みがあるか無いかを考慮しながら、担当農業委員さんと協議して、非農地に該当するか判断しているところです。</p>
議長	<p>領家委員、よろしいですか。</p>
領家推進委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>～ 挙手 多数 ～</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
議長	<p>続きまして協議、報告事項について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>協議、報告事項につきましては、次第の5ページ以降にございます。</p> <p>それでは、最初に、協議、報告事項の「農業用施設に供する届出」について報告いたします。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>届出地は金城町七条〇〇の畑、面積1,706㎡の内198.62㎡です。</p> <p>場所は、〇〇です。</p> <p>この届出は、農業倉庫を整備するもので、〇〇の農耕作業や園芸作業のための施設として使用されます。</p> <p>なお、現在は整地されていますが、〇〇のとおり、昭和60年頃に倉庫などを設置しておられましたので「顛末書」が添付されています。</p> <p>続きまして、協議、報告事項の「公共事業による廃土処理届出」について報告いたします。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>届出地は、弥栄町程原〇〇ほか4筆の田、合計面積3,637㎡です。</p>

場所は、〇〇です。

この案件は、〇〇が「〇〇工事」を行う際の廃土 12,000 m³を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するもので、期間は受理通知日(許可日)から令和6年3月31日までの予定で実施されます。

廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて沈殿池等を設置されるということで、埋め立て後は農地として整備、所有者へ返還される予定です。

2号について、説明いたします。

届出地は、後野町〇〇ほか3筆の田、合計面積 2,606 m²です。

場所は、〇〇です。

この案件は、〇〇が「〇〇工事」を行う際の廃土 4,000 m³を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。

工事を総会前から行わなければならないということがありまして、委員さんと現地確認し、8月17日から令和4年3月31日までの許可としております。なお、実際の工事は、8月20日から行うとの連絡を受けております。

埋め立て後は、農地として整備、所有者へ返還される予定です。

農業委員会からは、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないよう文書により伝えております。

3号について、説明いたします。

届出地は、金城町下来原〇〇の田、1,536 m²の内 630 m²です。

場所は、〇〇です。

この案件は、〇〇が「〇〇事業に伴う〇〇工事」を行う際の廃土 130 m³を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するもので、期間は受理通知日(許可日)から令和3年11月30日までの予定です。

なお、土砂や汚濁水が周辺に流出しないよう配慮し、埋め立て後は田として整備、所有者へ返還される予定です。

続きまして、協議、報告事項の「認定電気通信事業者等が行う農地転用届」について報告いたします。

この2件の届出につきましては、令和2年2月26日総会で承認されましたが、令和3年3月3日に取り下げされ、再度の届出です。

1号について、説明いたします。

届出地は、弥栄町木都賀〇〇の田、1,765 m²の内 9 m²です。

場所は、〇〇です。

この届出は、携帯電話無線基地局 25mのコンクリート柱にアンテナ設置及び付帯工事に伴う作業用地・進入路のため工事を行う計画です。

工事期間は、令和3年12月28日までとなっております。

2号について、説明いたします。

届出地は、弥栄町小坂〇〇の畑、457 m²の内 9 m²です。場所は、〇〇です。

この届出は、携帯電話無線基地局 14.9mのコンクリート柱にアンテナ

	<p>設置及び付帯工事に伴う作業用地・進入路を設置する計画です。</p> <p>工事期間は、令和3年8月30日から令和3年12月28日までとなっております。以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様のほうから何かありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>公共事業による廃土処理届出についての件ですけれども、埋め立て後の利用として、「農地として整備し土地所有者へ返還する。」とあります。今、農地パトロールの内容が変わりまして、返還された農地を所有者が耕作をする義務と言いますか、もし、しなかったら、作りなさいという指導が長いこと発生するんですか。</p>
事務局	<p>公共廃土の決まりとしましては、届出によって廃土するものについては、現況農地に戻さなければいけないという決まりがありますが、その後、所有者が農地として耕作しなければいけないという決まりは無いと聞いております。</p>
議 長	<p>他に、ありませんか。</p>
大崎委員	<p>〇〇の公共廃土によって、〇〇の水田を15年から20年ぐらい前に埋めたんですけれども、親に代わって自分が耕作しようとしたら、トラクターがかけられないくらい石が出てきて、結局畑にできない状態でした。その時に石をどけて下さいと言っても、もう、10年とか15年経っているので、その時に業者と話をしなかったからいけないんだと、土地所有者に責任があると言われてたりします。そういう場合には、土地所有者が経費をかけて復旧せざるを得ない場合があるのですが、県とか市とかがいくらか面倒を見てくれるわけにはいかないのですか。</p>
事務局	<p>はっきりとした回答ができないのですが、公共廃土をする場合に、県とか市とかにどのようにしてごさいというような話を、今後は先にしておくのが良いのかなと思います。農地として必要がある場合は、事業主体と土地所有者とがしっかり話をする必要があるのではないかなと。過去のものについては、なかなか難しいと思うのですが、事業主体に相談してみるしかないと思います。</p>
大崎委員	<p>今後、公共廃土で石が無い土があれば、持ってきてほしいという案件があれば、どうのですか。</p>

事務局	それも、事業主体に聞いてみるしか無いのではと思います。
大崎委員	できれば、公共廃土で同時に3か所埋めるのではなく、まとめて1か所に埋めて完璧にできる農地を作ったほうが、面積も広くなり、植え付けもしやすいものを作ったほうがいいので、そういうことができるようにしてほしいです。
領家推進委員	私の田んぼが58年災害で残土捨場になっていますが、地目変更で原野にすると、固定資産税は水田とどちらが安いですか。
事務局	違うことを言ってもいけませんので、確認して後ほどお答えします。
議長	その他ございませんか。よろしいですか。 その他事務局からありましたら、お願いいたします。
事務局	それでは、続きまして、「農地機構だより」について、しまね農業振興公社の植本さんより説明していただきます。
農業振興公社 植本	(「農地機構だより」第34号の説明)
議長	植本さん、ありがとうございました。 その他について、皆様方から何かありましたらお願いいたします。 ございませんか。
議長	それでは、以上を持ちまして、第7回総会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。

終了 午前10時20分